

スポーツ審議会 スポーツ基本計画部会
団体ヒアリング 資料

期日：平成28年7月5日（火）

会場：三田共用会議所1階講堂



公益財団法人

日本体育協会

1. スポーツの価値について

(1)「スポーツ宣言日本ー21 世紀におけるスポーツの使命」

- 平成 23 (2011) 年 7 月に 100 周年を迎えた日本体育協会が、日本オリンピック委員会とともに、新たな 100 年に向けて、嘉納治五郎初代会長が「創立趣意書」に表した志を受け継ぎ、その現代版ともいふべき「スポーツ宣言日本ー21 世紀におけるスポーツの使命」を取りまとめ公表した。

【スポーツ宣言日本の要旨】

- スポーツは、自発的な運動の楽しみを基調とする人類共通の文化である。
スポーツのこの文化的特性が十分に尊重されるとき、個人的にも社会的にもその豊かな意義と価値を望むことができる。とりわけ、現代社会におけるスポーツは、暮らしの中の楽しみとして、青少年の教育として、人々の交流を促し健康を維持増進するものとして、更には生きがいとして、多くの人々に親しまれている。スポーツは、幸福を追求し健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものとなったのである。

○21 世紀におけるスポーツの使命

スポーツとかかわりの深い 3 つのグローバルな課題の解決に向けて 21 世紀においてスポーツが果たすべき新たな社会的使命を表明

*21 世紀のスポーツは、人種や思想、信条等の異なる多様な人々が集い暮らす地域において、遍く人々がこうしたスポーツを差別なく享受し得るよう努めることによって、公正で福祉豊かな地域生活の創造に寄与する。

*21 世紀のスポーツは、高度に情報化する現代社会において、このような身体的諸能力の洗練を通じて、自然と文明の融和を導き、環境と共生の時代を生きるライフスタイルの創造に寄与する。

*21 世紀のスポーツは、多様な価値が存在する複雑な世界にあって、積極的な平和主義の立場から、スポーツにおけるフェアプレーの精神を広め深めることを通じて、平和と友好に満ちた世界を築くことに寄与する。

○スポーツ界及びスポーツ人の使命

*遍く人々がスポーツを享受し得るよう努めること

*スポーツの力を主体的かつ健全に活用すること

*スポーツの継承者であることを誇りとし、その誇りの下にスポーツの 21 世紀的価値の伝道者となること

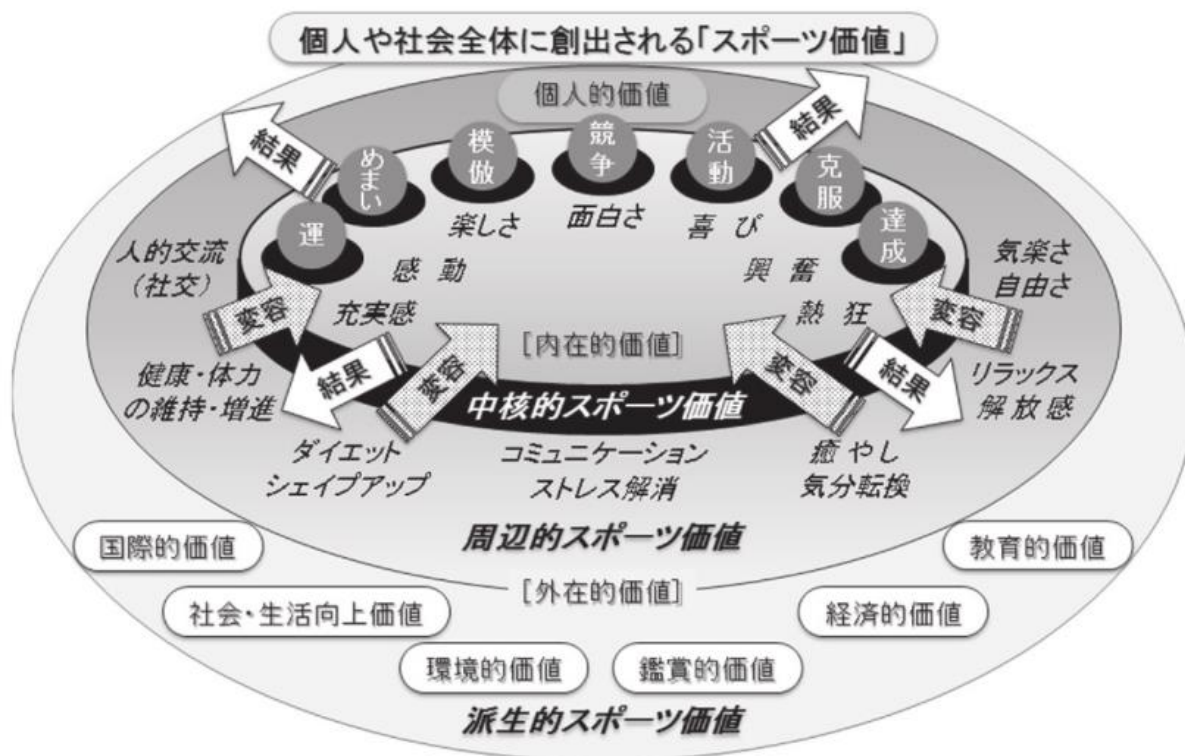
【スポーツの 21 世紀的価値の伝道者】

スポーツを自発的に楽しむことによってもたらされる、素朴な運動の喜びを公正に分ち合い感動を共有すること、身体的諸能力を洗練すること、自らの尊厳を相手の尊重に委ねる相互尊敬というスポーツの 21 世紀的価値を具体化して、実践すること

(2) 日本体育協会スポーツ医・科学研究報告

「新たなスポーツ価値意識の多面的な評価指標の開発」

- 平成 26 年度から平成 28 年度の 3 年間にわたる研究プロジェクト
- 本研究は、スポーツ基本法、スポーツ基本計画等に唱道されている新たなスポーツの理念、価値や目的といった 21 世紀の新たなスポーツの価値論に基づき、実証的なレベルでの研究ツールとなる「スポーツ価値意識評価尺度」を開発し、日本人のスポーツ価値意識に影響を与える要因を探るとともに、国際比較研究を行うことを目的としている。
- 本研究報告の第 2 報「第 3 章『スポーツ価値』のダイナミクスとスポーツ政策の課題」において以下のことが述べられている。
 - ①スポーツ政策経営におけるスポーツ価値は、「個人的価値」「教育的価値」「社会・生活向上価値」「経済的価値」「国際的価値」「鑑賞的価値」「環境的価値」の 7 つの価値体系（構造） から成り立っている。
 - ②人間がスポーツ（文化）との多様なかかわり方（「する・行う」「みる」「創る・ささえる」）を通して得られるスポーツ固有の楽しさや喜びこそが「中核的スポーツ価値」であり、こうした価値享受が十分に尊重されるとき、「周辺のスポーツ価値」（手段的な個人価値）をはじめ、教育的価値、社会・生活向上価値、経済的価値、国際的価値、鑑賞的価値、環境的価値の「派生的スポーツ価値」が個人や社会全体にも創出されるという「スポーツ価値のダイナミクス（以下図）」の重要性を示唆している。



図スポーツ価値のダイナミクス （日本体育協会スポーツ医・科学研究報告Ⅲ
「新たなスポーツ価値意識の多面的な評価指標の開発－第 2 報－」 P53）

(3)「フェアプレイで日本を元気に」キャンペーン

- 平成 23 (2011) 年から、社会におけるスポーツの価値を更に高めていくこと、スポーツの力で日本を元気にすることを目的に「フェアプレイで日本を元気に」キャンペーンを展開している。
- 「フェアプレイで日本を元気に」を合言葉に「あくしゅ、あいさつ、ありがとう」という具体的な行動を通じて、日本を元気にしていく取組み
- キャンペーン推進のための事業
 - (1)「フェアプレイ宣言」者の拡大
 <平成 28 (2016) 年には宣言者 100 万人を目標>
 - (2)「フェアプレイの日」の制定 (7 月 10 日：日本体育協会創立記念日)
 - (3)「日本フェアプレイ大賞」の表彰
 - (4)フェアプレイスクールの開催
 - (5)専用ホームページの充実
 - (6)全国の小中学校へ「フェアプレイニュース」の配信

フェアプレイ宣言者数
116,500名
 平成28年3月31日現在

フェアプレイには2つの意味があります。

行動としてのフェアプレイ + フェアプレイ精神 (フェアな心<魂>)

行動としてのフェアプレイ

ルールを守る、審判や対戦相手を尊重する、全力を尽くす、勝っても驕らず、負けてもふてくされたりしないなど、行動に表れるフェアプレイのこと。

フェアプレイ精神

スポーツの場面に限らず日常生活の中でも、自分の考えや行動について善いことや悪いことを自分の意志で決められること。
 自分自身に問いかけた時に、恥ずかしくない判断ができる心(魂)のこと。
 行動としてのフェアプレイは、誰が見ても善いと思われる行為です。
 一方、フェアプレイ精神は心のあり方によるものですから、他人からは見ることはできません。
 しかし、行動と精神は切り離せないもの。
 だからこそ、この2つのフェアプレイは、スポーツを真に楽しむ上で欠かせないものなのです。
 このフェアプレイの行動そして精神を、世の中に広げ浸透させることが、「フェアプレイで日本を元気に」キャンペーンの大きな目標です。

あくしゅ、あいさつ、ありがとう

世の中にフェアプレイを浸透させるために、はじめの一歩をあなたから。めざせ「フェアプレイ宣言」100万人!

フェアプレイ宣言

私は、スポーツを通じて、何ごとでも公平で努力し、
 誰か一人にも負けることをいとわないで、
 そしてフェアプレイの精神を、フェアプレイの
 心で、人々や社会、国を元気にしていきます。
 そのための具体的な行動として、
 あくしゅ、あいさつをする、ありがとうを言う、
 何があっても負けないことを誓います。

フェアプレイ宣言

1. 挨拶をする
 2. 感謝する
 3. 努力を怠らぬ
 4. 勝利を誇る
 5. 敗北を悔しむ
 6. 誰か一人にも負けない
 7. 努力を怠らぬ

FAIRPLAY CARD

2. 日本体育協会が推進する主なスポーツ推進事業

(1) 国民体育大会の開催

該当する政策目標

- ・国際競技力の向上に向けた人材養成やスポーツ環境の整備
- ・ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上
- ・スポーツ界における好循環の創出

【現状】

- 国民体育大会は、昭和 21（1946）年、第 1 回大会が開催されて以降、毎年、都道府県持ち回りで実施する国内最大の総合スポーツ大会である。これまで、地域のスポーツ振興とジュニア競技者の育成を含む競技力向上の基盤作りに貢献している。
- 都道府県において国民体育大会の開催を契機に、スポーツ文化の形成やスポーツ組織の充実が図られるなど重要な役割を果たしている。
- 国民体育大会のあり方に関しては、平成 15（2003）年、大会の簡素・効率化、競技の充実・活性化を目指して「国体改革 2003」を策定し、種々の改革への取組みを推進してきた。また、平成 25（2013）年には「21 世紀の国体像～国体ムーブメントの推進～」を策定し、大会の充実、活性化に向け、国体ムーブメントの展開、少年種別・女子種別の充実、各競技会の実施規模等の見直し、冬季大会の活性化等について取り組んでいる。
- 冬季大会においては、その競技特性から開催地が限られ、開催地がなかなか決まらない状況にあったが、近年はローテーション化の実現に向けた枠組みが整いつつある。
- 国体選手を対象として、平成 15（2003）年の静岡国体からドーピング検査を導入し、毎年、約 250 検体の検査を実施している。
- 2020 年オリンピックへの対応として、国体未実施のオリンピック競技・種目について、平成 28（2016）年の岩手国体から正式競技・種目に導入する。（岩手国体では 6 競技 6 種目を導入、最終的には 8 競技 9 種目の導入を計画）

【課題】

- 今後、わが国の幅広い国際競技力向上を図るためには、各都道府県が実施するジュニア競技者の発掘・育成を含む競技力向上事業について、国、JOC、日体協及び都道府県体育協会が連携して推進していくための体制づくりと支援が必要である。
- 冬季大会開催県における運営費及び施設整備費の一部は、スポーツ振興くじの財源が活用されているが、今後、国体を中心に冬季競技の一層の振興を図るためには、全国的な競技施設の一層の整備・充実を図ることが不可欠である。
- 競技会として公平・公正をより一層推進する観点から、ドーピング検査の拡充を図る必要がある。

【関連する基本法の規定】

第十二条（スポーツ施設の整備等）

第二十五条（優秀なスポーツ選手の育成等）

第二十六条（国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会）

第二十九条（ドーピング防止活動の推進）

第三十三条（国の補助）

(2) 中・高齢者スポーツ大会の開催

該当する政策目標

- ・若者のスポーツ参加の機会の拡張や高齢者の体力づくり支援等、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

【現状】

- 平成 13 (2001) 年から、スポーツ愛好者の中で競技志向の高いシニア世代（原則として、35 歳以上 60 歳未満）を対象として、「日本スポーツマスターズ大会」を毎年開催している。
　　＜「日本スポーツマスターズ 2015 石川大会」の参加者数：13 競技 約 8,100 名＞
- 参加者がスポーツを互いに競い合いながら楽しむことで、生涯スポーツのより一層の普及・振興を図り、生きがいのある社会の形成と健全な心身の維持・向上に寄与している。

【課題】

- ライフステージにおけるスポーツ活動の一環として、「日本スポーツマスターズ大会」について、国民体育大会同様、国の主催者としての参画を希望する。
- 高齢化社会の進展に対応するため、同大会の実施競技（現状 13 競技）の拡充は急務であるが、競技会の運営経費は企業協賛金等で賄っており、別途、運営経費の一層の確保等、安定した財源の措置が不可欠である。
- わが国では、国民の健康寿命の延伸を目標としており、今後さらなる超高齢社会を迎え、多様な高齢者スポーツの推進が求められている。そのため 60 歳以上の高齢者スポーツ愛好者層を対象とした新たなスポーツイベントの創設について検討していく必要がある。
- 2021 年に開催される関西ワールドマスターズゲームズ 2021 と連携し、中高年者のスポーツ参画の更なる促進について検討する必要がある。

【関連する基本法の規定】

第二十一条（地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等）

第二十二条（スポーツ行事の実施及び奨励）

第三十三条（国の補助）

(3)スポーツによる国際交流の推進

該当する政策目標

・オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等を通じた国際交流・貢献の推進

【現状】

- アジア近隣諸国を中心とする諸外国とのスポーツを通じた交流を実施し、相互理解と友好親善を推進するため、子どもから高齢者までの幅広い交流事業を展開している。

1974 年～ : 日独スポーツ少年団同時交流事業

1991 年～（＊） : 海外青少年スポーツ振興事業（ODA 事業／14 国・地域が対象）

1993 年～（＊） : 日・韓・中ジュニア交流競技会（高校生世代の競技者が対象）

1997 年～（＊） : 日韓スポーツ交流事業（姉妹都市などによる地域交流含む）

2007 年～（＊） : 日中スポーツ交流事業（姉妹都市などによる地域交流含む）

【＊は国庫補助事業】

- 交流国の国際スポーツ組織と連携・協力し、スポーツ情報の提供・収集を行い、わが国および交流国のスポーツ振興の推進と子どもたちを含む市民レベルにおける友好・親善の構築に寄与している。
- スポーツ・フォー・オール国際統括団体である TAFISA（国際スポーツ・フォー・オール協議会）では、2 年に一度、ワールドコンGRESSを開催しており、TAFISA-JAPAN として、平成 31（2019）年の東京開催を招致した。オリンピック・パラリンピック・レガシーについて、スポーツ・フォー・オールという視点から考える契機として活用していく予定である。

※TAFISA-JAPAN（日本スポーツ・フォー・オール協議会）：日本体育協会、健康・体力づくり事業団、笹川スポーツ財団及び日本レクリエーション協会で構成

【課題】

- スポーツによる平和・友好・親善を図るため、現状の交流国に加え、他のアジア・オセアニア諸国等との交流を促進し、本会をはじめ都道府県や市区町村レベルでのスポーツ指導者や子どもを含むスポーツ愛好者の交流の充実を図る必要がある。
- 「平和と友好に満ちた世界の構築」に貢献していく観点から、開発途上国のスポーツ推進に資するため、「SPORT FOR TOMORROW」と連動したスポーツを通じた国際貢献・協力として、各国のニーズに対応する情報提供や公認スポーツ指導者の派遣などの支援策について検討する必要がある。

【関連する基本法の規定】

第十九条（スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進）

第二十七条（国際競技大会の招致又は開催の支援等）

第三十三条（国の補助）

(4) 青少年スポーツの育成

該当する政策目標

- ・学校と地域における子どものスポーツ機会の充実
- ・住民が主体的に参加する地域のスポーツ環境の整備

【現状】

- 昭和 39（1964）年の東京オリンピックの開催を契機に始まったオリンピック青少年運動を基に、昭和 37（1962）年、「ひとりでも多くの少年・少女にスポーツの歓びを」、「スポーツを通して、少年・少女のからだところを育てる組織を地域社会の中に！」を目的に、日本体育協会創立 50 周年を記念して日本スポーツ少年団が創設された。
- 平成 27 年度、団数 33,077 団、団員数 719,752 名、指導者数 198,532 名、役職員 7,497 名がメンバーとして登録している。
＜団員構成は小学生世代の加入が多い状況：627,415 名（これは全小学生数の 9.59%）＞
- 子どもの体力低下あるいは運動に対する二極化傾向に対応するため、文部科学省の委託を受け開発した「アクティブ・チャイルド・プログラム」について、スポーツ少年団の指導者、保護者に対する普及活動を実施している。また、幼児期における身体活動・運動を促進するため「幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム」を開発し、スポーツ少年団指導者だけでなく、幼稚園、保育所等に対する普及活動を実施している。

【課題】

- 青少年の健全育成とともに体力低下の課題に対応するため、より多くの子どもたちにスポーツ少年団活動への参加を促すことが必要であり、国及び地方公共団体の協力・支援が求められる。
- 今後、スポーツ少年団活動の一層の充実・活性化を図るため、地域に密着した社会教育活動への参加を含めた単位団活動の充実を図るとともに、学校、地域及び競技団体とも連携し、その実情に応じた都道府県あるいは市区町村レベルでの多様なスポーツイベント等の実施が必要である。
- 地域においてスポーツ活動の場は、学校施設や公共スポーツ施設が中心となっている。しかしながら、現状ではその活動の場の確保が十分とは言えない状況である。子どもたちや地域住民のニーズの動向を踏まえて、国の責務として身近なスポーツ施設の整備や学校施設の利用促進を図ることが必要である。
- 「アクティブ・チャイルド・プログラム」や「幼児期からアクティブ・チャイルド・プログラム」を幅広く普及していくために、スポーツ現場だけでなく、幼稚園や保育所、小学校等を巻き込んでいく必要があり、国及び地方公共団体の協力・支援が求められる。

【関連する基本法の規定】

第十一条（指導者等の養成等）

第十二条（スポーツ施設の整備等）

第十三条（学校施設の利用）

第十四条（スポーツ事故の防止等）

第十七条（学校における体育の充実）

第二十一条（地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等）

第二十二条（スポーツ行事の実施及び奨励）

(5) 総合型地域スポーツクラブの育成

該当する政策目標

- ・住民が主体的に参加する地域のスポーツ環境の整備
- ・スポーツ界における好循環の創出

【現状】

- 総合型地域スポーツクラブ（以下、総合型クラブ）は、地域住民が主体的に運営する地域密着型のスポーツ活動の場であるとともに、地域住民の交流の場として、地域コミュニティ再生などに大きな役割を果たしている。
- 本会では、平成 9（1997）年から、スポーツ少年団を核とした総合型クラブの育成モデル地区事業を開始したことを皮切りに、平成 16（2004）年から平成 24（2012）年にかけては国の委託事業として全国展開し、以降も継続的に各取り組みを行っている。
- 平成 27 年 7 月現在、全国の市区町村 1,741 の内、1,407 市区町村（80.8%）において 3,550 の総合型クラブが創設済み又は創設準備中であるが、この内、本会が創設を支援したクラブ数は 1,451（40.9%）となっている。
- 本会では、総合型クラブの活動の円滑な運営に資する情報交換や交流の活性化を目的に、平成 21（2009）年に「総合型地域スポーツクラブ全国協議会（SC 全国ネットワーク）」を組織内組織として設立し、平成 27（2015）年 12 月末現在で 2,802 クラブが加入している。
- 平成 25 年度には、日体協としての総合型クラブ育成の基本理念等を明記した「総合型地域スポーツクラブ育成プラン 2013」を策定し支援の充実に取り組んでいる。
- 平成 26 年度には、文部科学省からの委託を受け、総合型クラブが持続可能な社会的仕組みとして充実・発展し、定着するために必要となる取り組みの「指針」と、その「指針」の到達に向けた自己点検・評価に用いる「評価指標」を作成した。

【課題】

- 本会では、総合型クラブ育成の課題として、「多くのクラブを創設する」から「創設したクラブを自立させるための支援」にシフトしていると認識しており、総合型クラブが住民主体を前提とする自発的な取り組みである一方で、その活動がより安定的に公益性の高いものになるためには、行政（国・都道府県・市区町村）からの支援が不可欠である。
- 総合型クラブが、「持続可能な社会的仕組み」として、ガバナンスを確立していくためには、スポーツを統括する公益法人である本会において、登録制度を創設する必要性が不可欠であると認識しその検討を行っているが、制度創設には行政の理解と具体的な支援が必要である。
- 総合型クラブの育成を支援する組織・機関として、本会、都道府県体育協会、都道府県・市区町村行政、広域スポーツセンター等、複数存在しており、それぞれの支援の役割分担と中心となる主体を明確にする必要がある。特に、市区町村においては、スポーツ政策に係る計画の策定率が 3 割にも満たず、行政の継続的な総合型クラブへの支援が担保されにくい状況もある。そのため、市区町村におけるスポーツ政策に係る計画の策定とその計画に総合型クラブの支援を明記することについて国から後押ししていただきたい。
- 地域におけるスポーツ活動の場は、学校施設や公共スポーツ施設が中心となっている。しかしながら、現状ではその活動の場の確保が十分とは言えない状況である。国の責務として身近なスポーツ施設の整備や学校施設の利用促進を図ることが必要である。

【関連する基本法の規定】

第十二条（スポーツ施設の整備等）

第十三条（学校施設の利用）

第二十一条（地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等）

第二十二条（スポーツ行事の実施及び奨励）

(6)スポーツ指導者の育成

該当する政策目標

- ・学校と地域における子どものスポーツ機会の充実
- ・住民が主体的に参加する地域のスポーツ環境の整備
- ・若者のスポーツ参加の機会の拡張や高齢者の体力づくり支援等、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- ・国際競技力向上に向けた人材養成やスポーツ環境の整備
- ・スポーツ界における好循環の創出

【現状】

- 昭和 40（1965）年、東京オリンピック（1964 年）での競技者育成・強化のノウハウを全国に広げるとともに、スポーツ界の底辺拡大に必要な指導体制の確立を目的に指導者育成を開始。その後、スポーツ実践者の多様なニーズに応え、スポーツ医・科学に基づいた指導ができる資質の高いスポーツ指導者の養成を、都道府県体育協会及び中央競技団体と一致協力のもと、継続して実施している。
 - 現在、年齢や技能レベル、興味や志向など多様なスポーツ活動に対応するため、指導対象や活動拠点を考慮し、5 種類 16 資格（別表①参照）を制定
 - 平成 25（2013）年に設置された「スポーツ指導者の資質能力向上のための有識者会議（タスクフォース）」では、「新しい時代にふさわしいコーチング及びコーチ」を確立する必要がある、と提言され、その提言に基づき、平成 27 年度に本会では、スポーツ庁委託事業として、「コーチ育成のためのモデル・コア・カリキュラム作成」を受託し、グッドコーチがそなえるべき資質能力を習得するための「モデル・コア・カリキュラム」を作成した。
- <昭和 63（1988）年から国の「社会体育指導者の知識・技能審査事業」に基づく指導者養成を開始、その後、平成 12（2000）年から文部省令としての「スポーツ指導者の知識・技能審査事業」となったが、平成 17 年度末に廃止される。現在は、日本体育協会公認スポーツ指導者制度に基づき実施している。>

【課題】

- 全ての人々の基本的権利であるスポーツが、適切な指導能力を有するスポーツ指導者により、安全に正しく楽しく行われるよう国の責務としてスポーツ指導者の育成・活用に関する全体構想（指針）を策定し、国の財政支援が必要である。
- スポーツ指導者の質・量の拡充を図るため、スポーツ指導者の学びと成長を継続的に支援する体制を整備する必要がある。
- 有資格指導者の資質能力や活動が社会で適切に評価され、積極的な活用と適切な処遇が得られるような仕組みを確立する必要がある。
- 全てのスポーツ指導者の質の保証を図るため作成した「モデル・コア・カリキュラム」を日本スポーツ界における「コーチ育成基準カリキュラム」として位置づけるとともに、体育系大学や教員養成大学のカリキュラムに導入することが求められる。
- 様々な課題を抱えている運動部活動への本会の支援策として、顧問となる教員が資格を取得しやすい環境を整備し、学校への配置が検討されている「部活動指導員（仮称）」に公認スポーツ指導者の活用（マッチング）を促進させる必要がある。
- 本会公認スポーツ指導者制度が国際的に認められ、他国においても活躍できるよう世界基準の制度を確立する必要がある。

【関連する基本法の規定】

第十一条（指導者等の養成等）

第十四条（スポーツ事故の防止等）

第二十一条（地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等）

第二十五条（優秀なスポーツ選手の育成等）

第三十三条（国の補助）

＜別表①＞公認スポーツ指導者数一覧【H27.10 現在】合計 457,193 名

資格	役割	登録人数
●スポーツ指導基礎資格(18歳以上)		
スポーツリーダー	地域におけるスポーツグループやサークルなどのリーダーとして、基礎的なスポーツ指導や運営にあたる。	289,930名
●競技別指導者資格		
指導員 (18歳以上)	地域スポーツクラブ等において、スポーツに初めて出会う子どもたちや初心者を対象にした指導やスポーツ教室の指導にあたる。	104,653名
上級指導員 (22歳以上)	地域スポーツクラブ等が実施するスポーツ教室の指導や事業計画の立案等、組織の中心的な役割を担う。広域スポーツセンター等で競技別指導にあたる。年齢、競技レベルに応じた指導にあたる。	12,924名
コーチ (20歳以上)	地域において、競技者育成のための指導にあたる。広域スポーツセンターや各競技別のトレーニング拠点において、有望な競技者の育成を行う。	16,525名
上級コーチ (22歳以上)	ナショナルレベルのトレーニング拠点で、各年代で選抜された競技者の育成強化にあたる。国際大会の監督・コーチとして、組織的な指導にあたる。	4,996名
教師 (20歳以上)	民間スポーツ施設等において競技別の専門的指導者として質の高い実技指導を行う。会員(顧客)の年齢、技能レベルに合わせたサービスを提供する。	3,350名
上級教師 (22歳以上)	民間スポーツ施設等において競技別の指導や会員に合わせたサービス提供とともに、各種事業計画の立案、指導方針の決定等組織の中心的な役割を担う。	1,355名
●フィットネス指導者資格(20歳以上)		
ジュニアスポーツ指導員	地域スポーツクラブ等において、幼・少年期の子どもたちに遊びを通した身体づくり、動きづくりの指導を行う。	4,622名
スポーツプログラマー	主として青年期以降のすべての人に対し、地域スポーツクラブ等において、フィットネスの維持や向上のための指導・助言を行う。	3,718名
フィットネストレーナー	民間スポーツ施設において、スポーツ活動を行う者に対する相談及び指導・助言を行う。	517名
●メディカル・コンディショニング資格		
スポーツドクター (医師)	スポーツマンの健康管理、障害・外傷の診断、治療、予防研究等にあたる。競技会等における医事運営やチームドクターとしてサポートを行う。	5,656名
アスレティックトレーナー (20歳以上)	競技者の健康管理・障害等の予防や応急処置、アスレティックリハビリテーション及び体力トレーニング、コンディショニング等にあたる。	2,623名
スポーツ栄養士 (管理栄養士)	スポーツ活動現場において、競技者の栄養・食事に関する専門的なサポートにあたるとともに、競技者の栄養・食事に関する教育を行う。	172名
スポーツデンティスト (歯科医師)	歯科医師の立場から健康管理、スポーツ障害、スポーツ外傷の診断、予防、研究等にあたる。競技会等の医事運営の支援等を行う。	67名
●マネジメント資格(20歳以上)		
アシスタントマネジャー	地域スポーツクラブにおいて、クラブ員が充実したクラブライフを送ることができるよう組織運営のための諸活動をサポートする。	5,578名
クラブマネジャー	地域スポーツクラブにおいて、会員が快適に利用できるよう健全な経営を行う。公認スポーツ指導者等のスタッフがそれぞれの役割に専念できる環境を整備する。	393名

※（旧資格制度）スポーツトレーナー1級 32名、スポーツトレーナー2級 82名

(7)スポーツ医・科学研究

該当する政策目標

- ・学校と地域における子どものスポーツ機会の充実
- ・住民が主体的に参加する地域のスポーツ環境の整備
- ・若者のスポーツ参加の機会の拡張や高齢者の体力づくり支援等、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- ・国際競技力向上に向けた人材養成やスポーツ環境の整備
- ・ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上

【現状】

- スポーツ医・科学研究は、スポーツマンの健康管理等を行うため、昭和 22 (1947) 年に「体育医事相談所（現スポーツ科学研究室）」を開設したことからスタートした。
- 現在では、競技者やスポーツ愛好者が「安全に、正しく、楽しく」スポーツ活動を行うことのできる科学的根拠（エビデンス）を提示するとともに、実践プランを提供するなどの研究事業を展開している。
- スポーツ医・科学研究事業
 - (1) アクティブ・チャイルド・プログラムの普及啓発
 - (2) ジュニア期におけるスポーツ外傷・障害の予防への取り組み
 - (3) 社会心理的側面の強化を意図した運動・スポーツ遊びプログラムの開発および普及・啓発
 - (4) 新たなスポーツ価値意識の多面的な評価指標の開発研究
 - (5) スポーツ活動中の熱中症事故予防に関する研究
 - (6) 国体選手を中心としたアンチ・ドーピング教育・啓発
 - (7) 一流競技者の健康・体力追跡調査（1964 東京大会代表選手対象）

【課題】

- 子どもの体力低下への対応や運動遊びを通じてスポーツに親しむ基盤をつくる「アクティブ・チャイルド・プログラム」や「幼児期からアクティブ・チャイルド・プログラム」を幅広く普及していくために、スポーツ現場だけでなく、幼稚園や保育所、小学校等を巻き込んでいく必要があり、国及び地方公共団体の協力・支援が求められる。
- 女性アスリートの計画的な育成および強化をより一層推進する上で、女性特有の問題（月経異常や貧血等）、また女性アスリートの三主徴（無月経、骨粗鬆症、エネルギーアベイラビリティ）が懸念される中で、女性アスリートに対する医・科学サポートの仕組みを構築することが必要である。
- 国体選手を中心としたアンチ・ドーピング教育・啓発のより一層の充実を図る必要がある。

【関連する基本法の規定】

第十一条（指導者等の養成等）

第十四条（スポーツ事故の防止等）

第十六条（スポーツに関する科学研究の推進等）

第十七条（学校における体育の充実）

第二十一条（地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等）

第二十二条（スポーツ行事の実施及び奨励）

第二十九条（ドーピング防止活動の推進）

(8)その他

【「スポーツ」と「体育」のとりえ方】

- 国におけるスポーツ基本法の施行、スポーツ基本計画の策定、スポーツ庁の発足、一方、本会における「スポーツ宣言日本」の公表等、「スポーツ」と「体育」のとりえ方が明らかになりつつあることから、本会名称などの見直しの検討に着手した。

【障がい者スポーツ】

平成 12（2000）年 6 月に日本障がい者スポーツ協会が本会に加盟した。

本会では以下について取り組んでいる。

＜スポーツ指導者育成＞

- 日本体育協会と日本障がい者スポーツ協会との間では、日体協の指導者育成専門委員会の委員として、日本障がい者スポーツ協会の指導者育成担当者に参画いただき、情報の交流を図っている。（「モデル・コア・カリキュラム」策定の際は、ワーキングメンバーとして参画いただく。）
- 本会指導者養成カリキュラムでは、共通科目の中で「障がい者とスポーツ」を設定している。
- 日本障がい者スポーツ協会の指導者制度では、日本体育協会の競技別指導者資格の保有者について、受講上の免除措置を設けている。

＜スポーツ少年団の育成＞

- 第 9 次育成 5 か年計画(平成 24 年度開始)から障がいのある子どもたちの加入促進に向けた取り組みを行い、平成 25（2013）年の調査において、25 道府県 215 の単位スポーツ少年団で「参加している」と回答されている。

＜総合型地域スポーツクラブの育成＞

- 426 の総合型地域スポーツクラブにおいて、「会員に障がい者がいる」と回答されている。（平成 27 年度総合型地域スポーツクラブに関する実態調査、スポーツ庁）
- 平成 26 年度に日本レクリエーション協会が行う「地域スポーツクラブへの障がい者スポーツ導入ガイドブック」の作成に、日本障がい者スポーツ協会とともに協力し、総合型地域スポーツクラブでの障がい者スポーツ実践ノウハウの共有化に努めた。
- 総合型地域スポーツクラブにおいて、障がい者スポーツに対する取組みを検討あるいは導入する際の一助となることを目的に、平成 28（2016）年のブロック別クラブネットワークアクション 2016（全国 9 ブロック）において、障がい者スポーツに関する基礎的情報と、実際に受入を行っている活動事例の情報提供を実施する予定である。

＜障がい者スポーツに関する情報提供＞

- 本会関係者に対し、障がい者スポーツの理解促進を図るため、本会総合情報誌「Sports Japan」（年 6 回、1 回あたり 193,000 部発行）において、平成 28（2016）年から「障がい者とともに楽しむ」と題し、障がい者スポーツに関する連載記事を掲載する予定である。